



提出 令和6年2月27日

# 一般質問通告書

- 一括方式
- 一問一答方式

質問 順番	15
----------	----

東海村議会議長 河野 健一 様

議席番号 5 番 議員氏名 阿部 功志

質問事項 (件名)		答弁者
(1) 志賀原発の被災に見る課題は		
要旨 (具体的に) 活断層から離れているはずの志賀原発も能登半島地震の影響を受け、改めて原発の脆弱性と避難計画の非現実性を浮き彫りにした。複合災害による危険性が能登半島地震を通して露呈されたいま、全国の原発について、原発事故に対する徹底した再検証の必要がある。 ① 志賀原発について、村として被災状況を詳細に確認したか。 ② 志賀原発の被災について、村長は東海第二原発との関連でどのような課題を認識したか。		

質問事項 (件名)		答弁者
(2) 複合災害を考えていない避難計画の見直しは		
要旨 (具体的に) 能登半島地震の住民避難の現状を踏まえて、本村の避難計画について村長に伺う。 ① 能登半島地震で住民の避難が困難だった実情から、現状の避難計画で不十分と認識する課題は何か。 ② 避難先3市の避難施設について、各公共施設・各民間施設の名称、各収容人数・各収容面積を伺う。 ③ 複合災害を想定した避難計画の必要性、本村の避難計画の見直しについて、見解を伺う。 【資料請求】避難先3市の避難施設について、各公共施設・各民間施設の名称、各収容人数・各収容面積		

## 乙 表

氏 名	阿部 功志	No. 2
-----	-------	-------

質問事項 (件名)	(3) 避難計画の住民説明会は	答弁者
<p>要旨（具体的に）</p> <p>避難計画を村民に十分に説明して疑問点に回答する公開の場が必要である。</p> <p>① 住民説明会、意見交換会をお考えか。いつどのように行うのか。</p> <p>② 策定したと公表したため、マスコミはそのまま、策定できているという報道をしがちである。そうして、十分に完成された計画だ、もう安心だ、という誤解が一人歩きするおそれがある。そこをどうフォローするのか。</p> <p>③ なぜ多くの避難困難者が避難できる見込みのない計画のままで公表したのか。</p>		

質問事項 (件名)	(4) 原子力災害対策指針の見直しについて 村長の見解は	答弁者
<p>要旨（具体的に）</p> <p>能登半島地震で原発事故は複合災害として生じる可能性が高いということが明らかになった。原子力規制委員会は原発災害対策指針を見直す方針だという。</p> <p>① 本村避難計画における屋内退避施設の耐震性、また被曝回避の効果について伺う。</p> <p>② 複合災害時は住民が高線量の被曝に晒されるおそれがあるが、規制委員会は「屋内退避の運用」以外は守備範囲ではないという。この規制委員会の姿勢を、村民を守る立場の村長はどう受け止めるか。</p>		

## 乙 表

氏 名	阿部 功志	No. 3
-----	-------	-------

質問事項 (件名)	(5) 拡散シミュレーションの問題点は	答弁者
<p>要旨 (具体的に)</p> <p>昨年 11 月 28 日に茨城県はホームページで、原電の出した東海第二原発の放射性物質拡散シミュレーションを公開した。これは、その実効性の検証に際して、事業者自らが出した点で客観性に疑問の余地がある上、実際に多くの問題点が指摘できる。ひとまず 3 点伺う。</p> <p>① 放射性物質の放出量が、桁違いに少ない。福島級事故の 100 分の 1 レベルの放出量で出された結果をどのように受け止めているか。</p> <p>② 複合災害を前提としていないので、非現実的で役に立たないと言わざるを得ないが、これに対する評価を伺う。</p> <p>③ 東海第二原発地域科学者・技術者の会が、2 月 16 日に質問・提案書を出した。村長はご覧になったか。</p>		

質問事項 (件名)	(6) 村長の「事前了解権」についての 考え方は	答弁者
<p>要旨 (具体的に)</p> <p>2024 年 1 月 27 日の「エネルギーフォーラムオンラインコンテンツ」を見ると、山田村長は、新安全協定の「事前了解権」について、「これは個別の権限ということではなく、東海村が座長となり、6 自治体の意見をまとめるという形だ」と独自の解釈を述べている。この解釈は、新安全協定の意義を無意味化し、協定の本質を損なうものではないか。</p> <p>新安全協定を締結するに至ったいきさつや、協定の意義、そして重要性をどのように捉えて、このような独自の解釈の発言をしたのか、真意を伺う。</p>		